平成２２年（フ）第１８９号
福岡県筑紫野市針摺東３丁目８番１―316号
債務者　平田貴美子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９１号
福岡市東区香椎台５丁目１番６―202号
債務者　小只　正秋
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９２号
福岡県福津市福間南４丁目６番17号
債務者　佐藤恵美子（旧姓荒尾）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９３号
福岡市博多区金の隈３丁目４番３―603号
債務者　宇野　由起
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９６号
福岡市博多区諸岡３丁目29番20号
債務者　田中　佳織
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９８号
福岡市中央区春吉３丁目12番18―901号
債務者　池田　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０４号
福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜２丁目24番１号シティハウス新宮Ｂ201号
債務者　重水　康博
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１０号
福岡市東区和白東１丁目22番13―201号
債務者　有馬　治子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１６号
福岡市南区井尻１丁目20番５号
債務者　主藤　　慶
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１９号
福岡市博多区神屋町７番１―501号
債務者　植田　眞紀（旧氏名藤村真紀）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲963番地19
債務者　江川　政勝
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲963番地19
債務者　江川由美子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３２号
福岡県糸島市二丈武430番地30
債務者　鎗光工業こと　鎗光　俊造
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４０号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原110番地６
債務者　原　　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４３号
福岡市東区松崎４丁目８番９号
債務者　今里　智子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５０号
福岡市城南区長尾３丁目４番13号
債務者　大石　節子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５２号
福岡市中央区港２丁目17番３―201号
債務者　尾石　光信
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５４号
福岡県大野城市乙金東２丁目26番１号
債務者　佐藤　　清（旧姓矢羽田）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部